

開示項目一覧

●銀行法施行規則第19条の2 (単体)

1. 概況および組織に関する事項

(1) 経営の組織 (銀行子会社等の経営管理に係る体制を含む。)	7,12
(2) 大株主の氏名、持株数、持株数の割合	62
(3) 取締役および執行役の氏名および役職名	13
(4) 会計監査人の名称	32
(5) 営業所の名称および所在地	14

2. 主要な業務の内容

3. 主要な業務に関する事項	91
(1) 直近の中間事業年度における事業の概況	2~3
(2) 直近の3中間事業年度および2事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	

①経常収益	2
②経常利益または経常損失	2
③中間(当期)純利益もしくは中間(当期)純損失	2
④資本金および発行済株式総数	2
⑤純資産額	2
⑥総資産額	2
⑦預金残高	2
⑧貸出金残高	2
⑨有価証券残高	2
⑩単体自己資本比率	2
⑪配当性向	2
⑫従業員数	2

(3) 直近の2中間事業年度における業務の状況を示す指標

〈主要な業務の状況を示す指標〉

①業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、 実質業務純益、コア業務純益、 コア業務純益(除く投資信託解約損益)	43
②国内・国際業務別 資金運用収支、役員取引等収支、 特定取引収支、その他業務収支	43
③国内・国際業務別 資金運用勘定・資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り、資金利ざや	44~45,60
④国内・国際業務別 受取利息・支払利息の増減	46~47
⑤総資産経常利益率・資本経常利益率	60
⑥総資産中間純利益率・資本中間純利益率	60

〈預金に関する指標〉

①国内・国際業務別 流動性預金・定期性預金・ 譲渡性預金・その他の預金の平均残高	49
②固定金利定期預金・変動金利定期預金・ その他の区分別 定期預金の残存期間別残高	50

〈貸出金等に関する指標〉

①国内・国際業務別 手形貸付・証書貸付・当座貸越・ 割引手形の平均残高	51
②固定金利・変動金利別 貸出金の残存期間別残高	51
③担保の種類別 貸出金残高・支払承諾見返額	52~53
④使途別 貸出金残高	53
⑤業種別 貸出金残高、貸出金の総額に占める割合	52
⑥中小企業等に対する貸出金残高、貸出金の総額に 占める割合	51
⑦特定海外債権残高の5%以上を占める国別残高	54
⑧国内・国際業務別 預貸率の期末値・期中平均値	61

〈有価証券に関する指標〉

①商品有価証券の種類別 平均残高	59
②有価証券の種類別 残存期間別残高	58
③国内・国際業務別 有価証券の種類別平均残高	57
④国内・国際業務別 預証率の期末値・期中平均値	61

4. 業務の運営に関する事項

(1) リスク管理体制	10~11
(2) 法令遵守体制	8
(3) 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための 取り組みの状況	6
(4) 指定紛争解決機関の商号または名称	8

5. 直近の2中間事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 中間貸借対照表・中間損益計算書・ 中間株主資本等変動計算書	32~37
(2) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権・危険債権・ 3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・正常債権の 額および合計額	55~56
(3) 自己資本充実の状況 自己資本比率規制の第3の柱に基づく 開示事項として63ページ以降に掲載	
(4) 有価証券・金銭の信託・銀行法施行規則第13条の3 第1項第5号に掲げる取引に関する取得価額 または契約価額、時価および評価損益	38~42
(5) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額	53
(6) 貸出金償却額	54

●銀行法施行規則第19条の3（連結）

1. 銀行および子会社等の概況に関する事項	
(1) 主要な事業の内容および組織構成	16
(2) 子会社等の名称・主たる営業所の所在地・資本金または 出資金・事業の内容・設立年月日・銀行が保有する議決権 の割合	16
2. 銀行および子会社等の主要な業務に関する事項	
(1) 直近の中間事業年度における事業の概況	4～5
(2) 直近の3中間連結会計年度および2連結会計年度に おける主要な業務の状況を示す指標	
①経常収益またはこれに相当するもの	16
②経常利益もしくは経常損失またはこれに相当するもの	16
③親会社株主に帰属する中間（当期）純利益もしくは 中間（当期）純損失	16
④包括利益	16
⑤純資産額	16
⑥総資産額	16
⑦連結自己資本比率	16
3. 銀行および子会社等の直近の2中間連結会計年度における 財産の状況に関する事項	
(1) 中間連結貸借対照表・中間連結損益計算書・ 中間連結株主資本等変動計算書	17～27
(2) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権・危険債権・ 3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・正常債権の 額および合計額	55～56
(3) 自己資本充実の状況 自己資本比率規制の第3の柱に基づく 開示事項として63ページ以降に掲載	
(4) セグメント情報	27
●金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条	
1. 正常債権の金額	55～56
2. 要管理債権の金額	55～56
3. 危険債権の金額	55～56
4. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権の金額	55～56